

第1回袖ヶ浦市 市民後見人養成講座 受講生募集！！



事前説明会を開催します！（要予約）

☆養成講座の申込みを希望される方は、原則、事前説明会の出席が必要です。

☆一部（講演会）のみの参加も可能です。

○日 時：令和4年8月6日（土）

第1部 <講演会> 14時00分～15時40分

・市民のための成年後見制度講演会

「知って安心 成年後見制度」 講師：弁護士 渡邊秀孝

・座談会

弁護士 渡邊秀孝 ぱあとなあ千葉 社会福祉士 梶原幸夫 他



第2部 <市民後見人養成講座 事前説明会> 15時45分～16時15分

※第2部は、8月10日（水）13時30分～袖ヶ浦市社会福祉センター大会議室でも行います。

8月6日に参加できない方は8月10日にご参加ください。説明内容は8月6日のものと同様です。

○対象者：市民

第2部の市民後見人養成講座事前説明会の対象者は以下のとおりです。

- （1）袖ヶ浦市内にお住まいの方
- （2）年齢18歳～70歳未満の方（令和4年4月1日現在）
- （3）原則として全ての講座を受講できる見込みのある方
- （4）講座修了後、「市民後見そでがうら」に登録し、活動を希望する方

○場 所：長浦おかのうえ図書館視聴覚室

○申込締切：令和4年8月1日（月）

○参加費：無料 定員（講演会）：40名

※応募者多数の場合は事前説明会
申込者が優先となります。



マスコットキャラクター

「そでりん」

<申込方法・お問合せ>

電話・FAX・E-mailで事前にお申込みください。
社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会 権利擁護係
〒299-0256 千葉県袖ヶ浦市飯富 1604
TEL：0438-63-3891
FAX：0438-63-8777
E-mail：sodeshakyo-kouken@basil.ocn.ne.jp

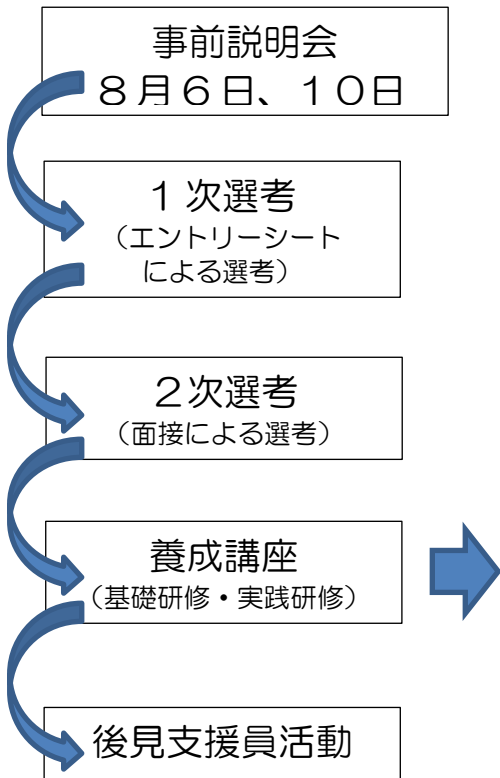
成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。この制度においてご本人を支援してくれる人を「成年後見人（市民後見人）」等と呼びます。

市民後見人とは

家庭裁判所から選任された市民（親族や専門職以外）が、成年後見制度の担い手として活動を行います。市民後見人は、所定の養成講座を受け、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身につけ、後見活動に取り組みます。

<養成講座の流れ（予定）>



<養成講座カリキュラムの概要（予定）>

基礎研修（7日間：約31時間）	
9月～2月	成年後見制度を理解する
	市民後見人の役割と活動を理解する
	地域福祉と権利擁護について考える
	対象者と福祉サービスを理解する
	講座理解確認テスト
実践研修（4日間：約14時間）	
12月～2月	成年後見人としての実務を理解する
	家庭裁判所の役割を理解する
	対人援助の技術を理解する
	実習レポート作成

★申込用紙★ 宛先 FAX : 0438-63-8777

E-mail : sodeshakyo-kouken@basil.ocn.ne.jp

令和 年 月 日現在

ふりがな		性別	生年 月日	昭和 平成	年	月	日
氏名		男・女					(歳)
住所	〒						
連絡先	自宅						
	携帯電話						
参加希望 ☑を入れてください		☐ 第1部 講演会 ☐ 第2部 市民後見人養成講座 事前説明会（8月6日） ☐ 第2部 市民後見人養成講座 事前説明会（8月10日）					